

電気需給約款（関西電力エリア）の一部改定（2018年8月1日実施）

○電気需給約款（旧 電気供給約款）の改定について

改定後	改定前																								
<p>第8条（標準プランー従量電灯A）</p> <p>（4）電気料金</p> <p>②電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">従量区分</th> <th style="text-align: center;">電力量料金単価 (税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最初の15キロワット時まで（定額）</td> <td style="text-align: center;">331円47銭</td> </tr> <tr> <td>15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td style="text-align: center;">19円75銭</td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td style="text-align: center;">24円06銭</td> </tr> <tr> <td>300キロワット時をこえ900キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td style="text-align: center;">26円75銭</td> </tr> <tr> <td>900キロワット時をこえる1キロワット時につき</td> <td style="text-align: center;">24円52銭</td> </tr> </tbody> </table>	従量区分	電力量料金単価 (税込)	最初の15キロワット時まで（定額）	331円47銭	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	19円75銭	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	24円06銭	300キロワット時をこえ900キロワット時までの1キロワット時につき	26円75銭	900キロワット時をこえる1キロワット時につき	24円52銭	<p>第8条（標準プランー従量電灯A）</p> <p>（4）電気料金</p> <p>②電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">従量区分</th> <th style="text-align: center;">電力量料金単価 (税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最初の15キロワット時まで（定額）</td> <td style="text-align: center;">324円37銭</td> </tr> <tr> <td>15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td style="text-align: center;">19円56銭</td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td style="text-align: center;">25円40銭</td> </tr> <tr> <td>300キロワット時をこえ900キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td style="text-align: center;">26円95銭</td> </tr> <tr> <td>900キロワット時をこえる1キロワット時につき</td> <td style="text-align: center;">23円95銭</td> </tr> </tbody> </table>	従量区分	電力量料金単価 (税込)	最初の15キロワット時まで（定額）	324円37銭	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	19円56銭	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円40銭	300キロワット時をこえ900キロワット時までの1キロワット時につき	26円95銭	900キロワット時をこえる1キロワット時につき	23円95銭
従量区分	電力量料金単価 (税込)																								
最初の15キロワット時まで（定額）	331円47銭																								
15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	19円75銭																								
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	24円06銭																								
300キロワット時をこえ900キロワット時までの1キロワット時につき	26円75銭																								
900キロワット時をこえる1キロワット時につき	24円52銭																								
従量区分	電力量料金単価 (税込)																								
最初の15キロワット時まで（定額）	324円37銭																								
15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	19円56銭																								
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円40銭																								
300キロワット時をこえ900キロワット時までの1キロワット時につき	26円95銭																								
900キロワット時をこえる1キロワット時につき	23円95銭																								

第9条（標準プランー従量電灯B）

(5) 電気料金

①基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量	基本料金（税込）
1キロボルトアンペアにつき	383円80銭

②電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

従量区分	電力量料金単価 （税込）
最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	15円69銭
120キロワット時をこえ300キロワ ット時までの1キロワット時につき	19円41銭
300キロワット時をこえる1キロワッ ト時につき	22円76銭

第9条（標準プランー従量電灯B）

(5) 電気料金

①基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量	基本料金（税込）
1キロボルトアンペアにつき	388円80銭

②電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

従量区分	電力量料金単価 （税込）
最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	15円14銭
120キロワット時をこえ300キロワ ット時までの1キロワット時につき	18円86銭
300キロワット時をこえる1キロワッ ト時につき	22円21銭

第10条（動力プランー低圧電力）

（5）電気料金

②電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その1か月に夏季及びその他季がともに含まれる場合には、計量値で計量できる場合を除き、その1か月の使用電力量をその1か月に含まれる夏季及びその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

従量区分	電力量料金単価（税込）	
	1キロワット時につき	夏季料金
き	14円34銭	12円89銭

第10条（動力プランー低圧電力）

（5）電気料金

②電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その1か月に夏季及びその他季がともに含まれる場合には、計量値で計量できる場合を除き、その1か月の使用電力量をその1か月に含まれる夏季及びその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

従量区分	電力量料金単価（税込）	
	1キロワット時につき	夏季料金
き	14円82銭	13円37銭

附則

第2条 (2018年8月1日を実施日とする本約款の変更の附則)

(1) 電気料金

2018年7月の検針/計量日から2018年8月の検針/計量日の前日までの期間の電力量料金単価および標準プランー従量電灯 B の基本料金については、第8条(4)、第9条(5)及び第10条(5)の規定にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 標準プランー従量電灯 A

従量区分	電力量料金単価 (税込)
最初の15キロワット時まで (定額)	324円37銭
15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	19円56銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円40銭
300キロワット時をこえ900キロワット時までの1キロワット時につき	26円95銭
900キロワット時をこえる1キロワット時につき	23円95銭

ロ 標準プランー従量電灯 B

契約容量	基本料金 (税込)
1キロボルトアンペアにつき	388円80銭

従量区分	電力量料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	15円14銭

附則

第2条 (2017年9月1日を実施日とする本約款の変更の附則)

(1) 電気料金

2017年8月の検針/計量日から2017年9月の検針/計量日の前日までの期間の電力量料金単価については、第8条(4)、第9条(5)及び第10条(5)の規定にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 標準プランー従量電灯 A

従量区分	電力量料金単価 (税込)
最初の15キロワット時まで (定額)	373円73銭
15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	24円31銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	27円07銭
300キロワット時をこえ900キロワット時までの1キロワット時につき	27円82銭
900キロワット時をこえる1キロワット時につき	25円66銭

ロ 標準プランー従量電灯 B

従量区分	電力量料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17円55銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	21円22銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	24円60銭

120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	18円86銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	22円21銭

ハ 動力プランー低圧電力

従量区分	電力量料金単価（税込）	
1キロワット時につき	夏季料金	その他季料金
	14円82銭	13円37銭

(2) 燃料費調整

2018年7月の検針/計量日から2018年8月の検針/計量日の前日までの期間の燃料費調整に用いる燃料費調整単価算出係数等については、別表1の規定にかかわらず、次のとおりといたします。

燃料費調整単価算出係数等

項目	値	
係 数	α	0.0332
	β	0.3786
	γ	0.6231
燃料価格	X	25,500円
平均燃料価格の上限値	—	38,300円
基準単価 (1キロワット時につき)	低圧	19銭5厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

ハ 動力プランー低圧電力

従量区分	電力量料金単価（税込）	
1キロワット時につき	夏季料金	その他季料金
	17円98銭	16円53銭

(2) 燃料費調整

2017年8月の検針/計量日から2017年9月の検針/計量日の前日までの期間の燃料費調整に用いる燃料費調整単価算出係数等については、別表1の規定にかかわらず、次のとおりといたします。

燃料費調整単価算出係数等

項目	値	
係 数	α	0.2985
	β	0.2884
	γ	0.4300
燃料価格	X	40,700円
平均燃料価格の上限値	—	61,100円
基準単価 (1キロワット時につき)	低圧	21銭1厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

別表 1

燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係 数	α	0. 0 1 4 0
	β	0. 3 4 8 3
	γ	0. 7 2 2 7
燃料価格	X	2 7, 1 0 0 円
平均燃料価格の上限値	—	4 0, 7 0 0 円
基準単価 (1キロワット時につき)	低圧	1 6 銭 2 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

別表 1

燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係 数	α	0. 0 3 3 2
	β	0. 3 7 8 6
	γ	0. 6 2 3 1
燃料価格	X	2 5, 5 0 0 円
平均燃料価格の上限値	—	3 8, 3 0 0 円
基準単価 (1キロワット時につき)	低圧	1 9 銭 5 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

以上